

第11次山梨県交通安全計画 概要版

- ◎計画の期間 令和3年度～7年度
- ◎計画の基本理念 交通事故のない社会を目指す
- ◎計画の推進主体 行政機関（国、県、市町村）、事業者、県民 等

◎基本的な考え方

道路交通や鉄道交通の安全、踏切等における安全を確保するため、これまで実施してきた幅広い対策を継続するとともに、道路交通については、特に重点的に対応すべき事項を中心に、市町村や関係機関・団体と連携を図る中で取り組んでいくことで、基本理念に掲げる交通事故のない社会の実現を目指していく。

○目標

【道路交通】

- ①計画の最終年における年間交通事故発生件数 2,000件以下
- ②計画の最終年における年間交通事故死者数 20人以下
- ③計画の最終年における年間交通事故重傷者数 260人以下
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤全席シートベルト・チャイルドシートの着用率 100%

【鉄道交通】

- ①乗客の死者数ゼロ
- ②運転事故全体の死者数減少

【踏切道における交通】

踏切事故件数ゼロ

○取り組みの方向性

道路交通安全についての対策

【重視すべき視点】

- (1) 高齢者及び子供の安全確保
- (2) 歩行者及び自転車の安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 先端技術の活用推進
- (5) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

【重点的に対応すべき事項】

- (1) 高齢者対策
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた対策
- (3) 自転車安全適正利用対策
- (4) 二輪車対策
- (5) シートベルトの着用率100%を目指した対策

鉄道交通の安全についての対策

重大な列車事故の未然防止、利用者等が関係する事故の防止

踏切道における交通の安全についての対策

高齢者等の歩行者対策等、踏切の状況を勘案し、効果的な対策を推進

○8つの柱

(1) 道路交通環境の整備

(2) 交通安全思想の普及徹底

(3) 安全運転の確保

(4) 車両の安全性の確保

(5) 道路交通秩序の維持

(6) 救助・救急活動の充実

(7) 被害者支援の充実と推進

(8) 調査研究の充実

○道路交通における主な施策 (※)重点的に対応すべき事項に係る施策

- 生活道路における交通安全対策の推進
- 通学路等における交通安全の確保
- 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- 自転車の安全利用の推進(※)
- 全座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底(※)
- 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育等の推進(※)
- 二輪車運転者のプロテクター着用の推進(※)

- 高齢運転者対策の充実(※)
- ドライブレコーダーの普及

- 自動車点検整備の充実
- 自動運転車の安全対策・活用の推進

- 自転車利用者に対する指導取締りの推進(※)
- 暴走族等対策の推進

- ドクターヘリ事業の推進

- 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

- 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

○鉄道交通の主な施策

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- (3) 保安監査の実施

○踏切道における交通の主な施策

- (1) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施(高齢者等の歩行者対策の推進)
- (2) 踏切道の統廃合の促進